

越監告示第19号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、建設部の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を報告する。

令和2年11月4日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 前田 一博

記

- 1 実施基準 越前市監査基準等に基づき実施
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 執行期間
水道課 令和2年 9月 7日(月)～ 9月 9日(水)
下水道課(浄化センター含む) 9月10日(木)～ 9月14日(月)
都市計画課 9月16日(水)～ 9月18日(金)
建築住宅課(住宅政策推進室含む) 9月23日(水)～ 9月25日(金)
都市整備課(ダム・河川対策室含む) 10月 1日(木)～10月 5日(月)
- 4 監査の対象 平成31年4月から令和2年7月末日までの所管業務全般
- 5 監査の着眼点
財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。なお、今年度は、①法令、条例及び要綱の遵守並びに文書管理規定の遵守②業務手順書におけるリスクマネジメント③債権回収事務を監査の重点項目とした。
- 6 監査の実施内容
監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査基準に基づく着眼点に

従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

7 監査の結果

今回監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認められるが、改善や検討が望まれる事項については地方自治法第 199 条第 10 項に基づき意見を付す。

<意見>

【下水道課】

一般会計からの補助金交付の請求等について

一般会計から下水道事業会計への補助金（令和 2 年度予算額 11 億円）交付について、本年度 8 月末に 8 億円を概算交付し、残金を 11 月末に交付予定とし、当該会計での 2～4 億円の資金余裕を是としている。しかしながら、概算払は、会計規則（第 46 条）にあるように特例的支出であり、財務・会計当局の適切な監理のもと、当該会計の所要資金を合理的に算定し、適切な時期にきめ細かく請求・交付すべきものとする。一般会計の厳しい資金状況に鑑み、適切な事務処理に改められたい。